

富山県水質環境計画
～クリーンウォーター計画～
(改定素案)

令和〇年〇月

富山県環境審議会水環境専門部会

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 総論 | 1 |
| 1 計画の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 計画の対象 | 3 |
| 第2章 水環境の現状と課題 | 4 |
| 1 水環境の現状 | 4 |
| 2 水環境に係る主要課題 | 9 |
| 第3章 計画の目指す姿と水環境保全施策 | 11 |
| 1 計画の目指す姿 | 11 |
| 2 計画の指標 | 11 |
| 3 水環境保全施策 | 12 |
| 第4章 計画の推進体制 | 22 |
| 1 県民・民間団体、事業者、行政の役割 | 22 |
| 2 計画の推進体制 | 23 |
| 3 計画の進行管理 | 23 |

第1章 総論

1 計画の趣旨

本県は、立山連峰や黒部峡谷などの世界的な山岳景観、豊かで美しい富山湾、本州一の植生自然度比率を誇る森林、「名水百選」「平成の名水百選」に全国最多の8か所が選定されている清らかな水環境など、豊かな水と緑に恵まれています。私たちは、これらの素晴らしい環境を大切な財産として守り育て、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

特に水環境は、人間の生存や活動の基盤であるとともに有限な資源であり、これを保全し活用していくことが重要であるとともに、自然とのふれあいの確保やうるおいと安らぎを与える水や緑の保全と創造が求められているところです。

こうしたことから、本県では、昭和62年2月に「富山県水質環境計画（クリーンウォーター計画）」を策定し、その後、水環境の状況の変化に対応して計画を逐次改定しながら、「魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水」を目指し、各種施策を推進してきました。

その結果、県内の河川や海域の水質は全般的に改善され、良好な状態を維持していますが、一方では、富山湾の水質維持、水質汚濁事故の防止、水環境保全活動の促進などの課題が残されています。また、気候変動による影響の把握が新たな課題として挙げられます。

また、本県は「環日本海地域をリードする『環境・エネルギー先端県』」として国の「SDGs未来都市」に選定されており、令和元年8月に策定した「富山県SDGs未来都市計画」に基づき、各種施策に取り組んでいるところです。

さらに、本県では、新たな成長戦略の策定を進めており※、その柱には、経済的な豊かさに加え、身体的・精神的・社会的にも満たされた状態である、真の幸せ「ウェルビーイング」の向上を掲げています。

（※成長戦略の策定状況に応じて記載内容を改めます。）

このような状況を踏まえ、SDGs達成の観点を取り入れつつ水環境保全施策をさらに推進していくために本計画を改定し、県民、事業者、行政等が一体となってウェルビーイングを実感できるようなよりよい水環境づくりに努めます。

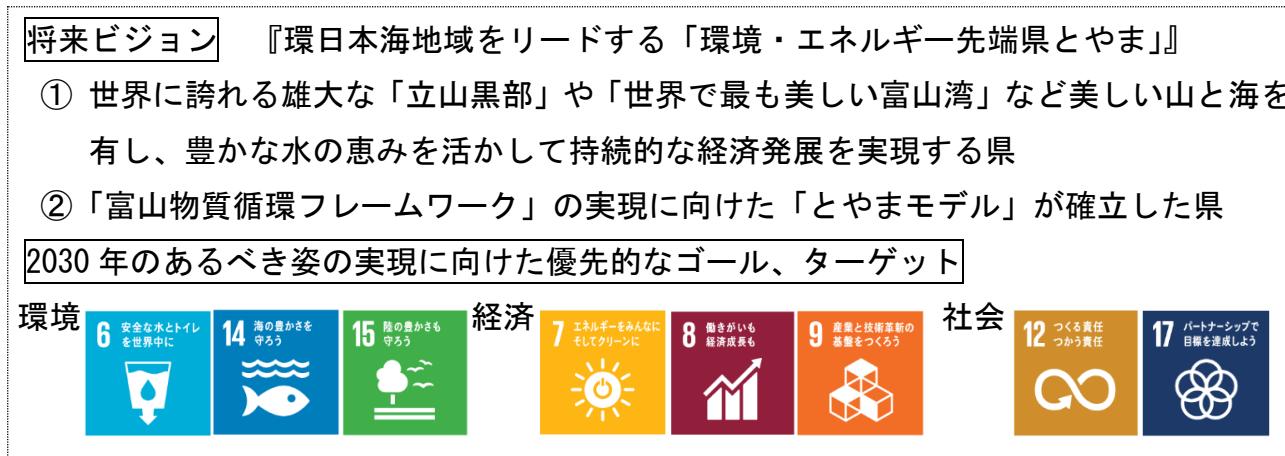


図1-1 富山県SDGs未来都市計画（令和元年8月策定）

2 計画の位置づけ

この計画は、富山県環境基本条例第12条に定める富山県環境基本計画に基づく水質の汚濁の防止に関する個別計画であり、河川、湖沼、海域及び地下水の水環境の保全を総合的かつ計画的に推進するための基本となる方向を示すものです。

また、県民、事業者、市町村等と連携協力して、本県の豊かで清らかな水環境の保全に取り組むとともに、水環境の魅力をさらに向上・創造させるための県の施策を体系的に示すものです。

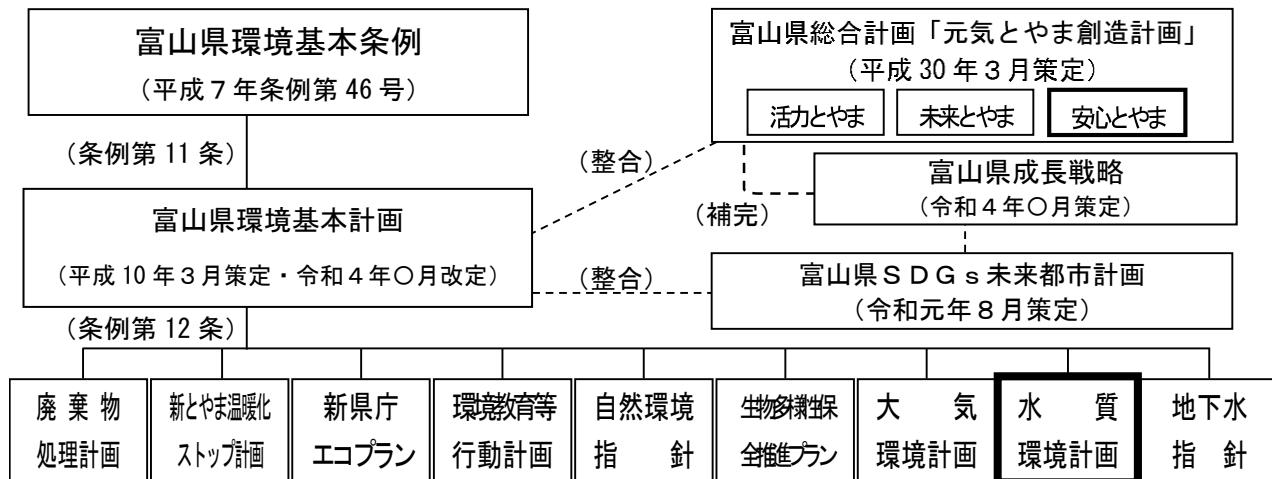


図1-2 計画の位置づけ

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から概ね5年間とします。

なお、今後の経済社会情勢の変化、水質汚濁防止法その他の制度の改正などの状況の変化によっては、計画期間内にあっても必要な見直しを行うものとします。

4 計画の対象

富山県の区域に属する公共用水域及び地下水とします。

第2章 水環境の現状と課題

1 水環境の現状

(1) 水質汚濁の現状について

① 公共用水域の水質

県、国土交通省及び富山市では、水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域における水質の汚濁状況を常時監視しており、図2-1のとおり 27河川（51水域）63地点、3湖沼（3水域）6地点、2海域（7水域）28地点の合計97地点で水質を測定しています。

改定前の計画の期間（平成27年度から令和2年度まで）においては、人の健康の保護に関する項目（健康項目）は、測定した全ての環境基準点で環境基準を達成しています。また、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）は、平成26年度から測定開始した水生生物の保全に係る環境基準（水生生物保全環境基準）項目を含め類型指定した全ての水域で環境基準を達成しており、BODとCODについては表2のとおり100%達成を維持しています。

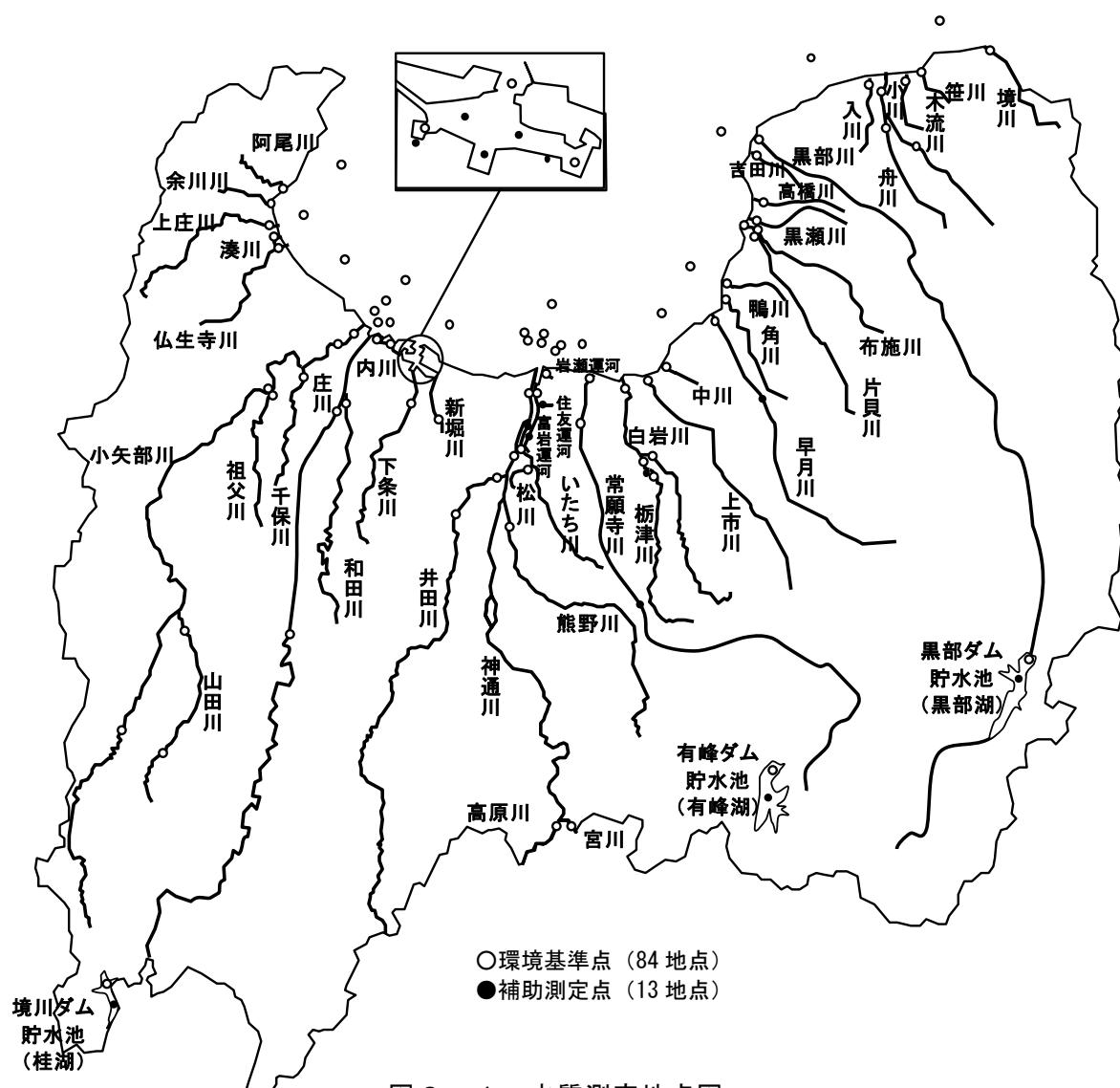


図2-1 水質測定地点図

表2 水質環境基準達成率（BOD及びCOD）

| 区分 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|----|------|------|------|------|------|------|
| 河川 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 湖沼 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 海域 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

※ 水質環境基準達成率は、県内の環境基準点の全地点数に対する環境基準適合地点数の割合です。

河川のBOD及び湖沼のCODは、図2-2及び図2-3のとおり、それぞれの類型の75%水質値の平均値が全てA類型相当の水質となっています。

海域の水質（COD）は、図2-4のとおり、A類型及びB類型の水域においてはA類型相当、C類型の水域においてはB類型相当より若干高い濃度の水質となっています。

なお、富山湾の水質については、気象、海象等の影響を受けて変動しやすいことが指摘されています。

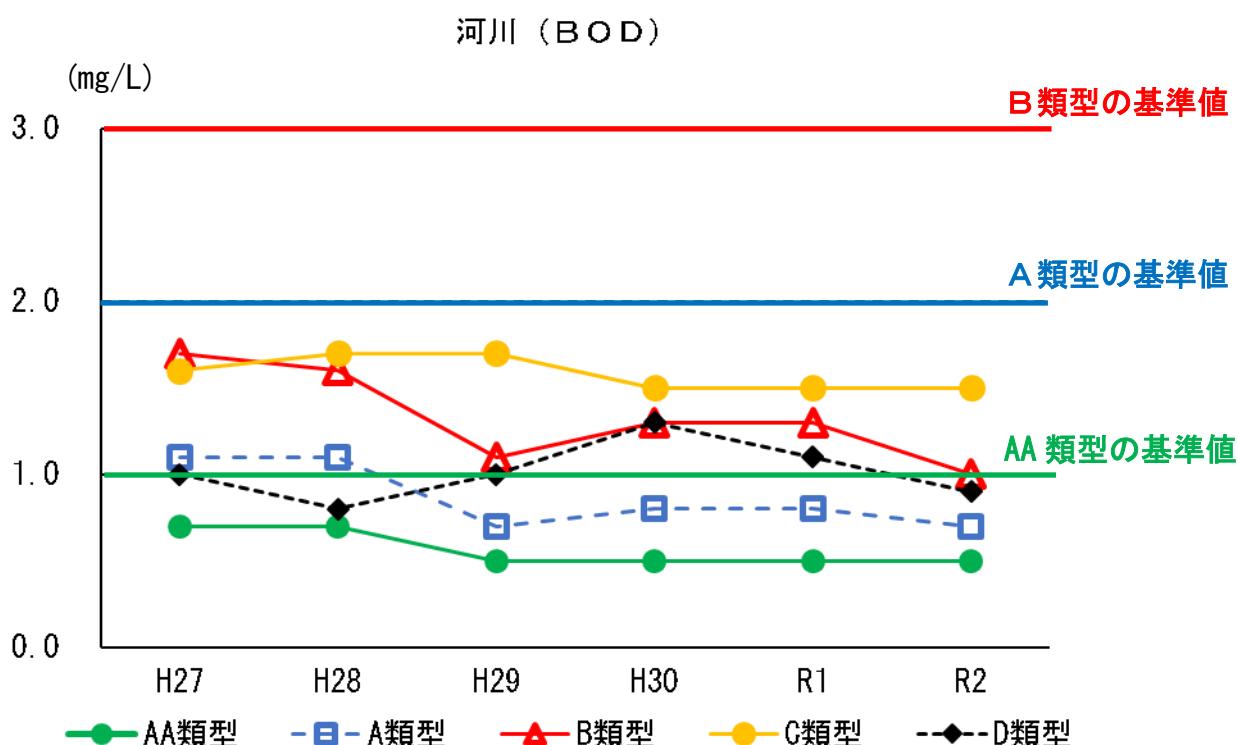


図2-2 公用用水域（河川）の水質の推移

※ プロットは類型ごとの全環境基準点の75%水質値の平均値

※ C類型の環境基準値は5.0 mg/L以下、D類型の環境基準値は8.0 mg/L以下

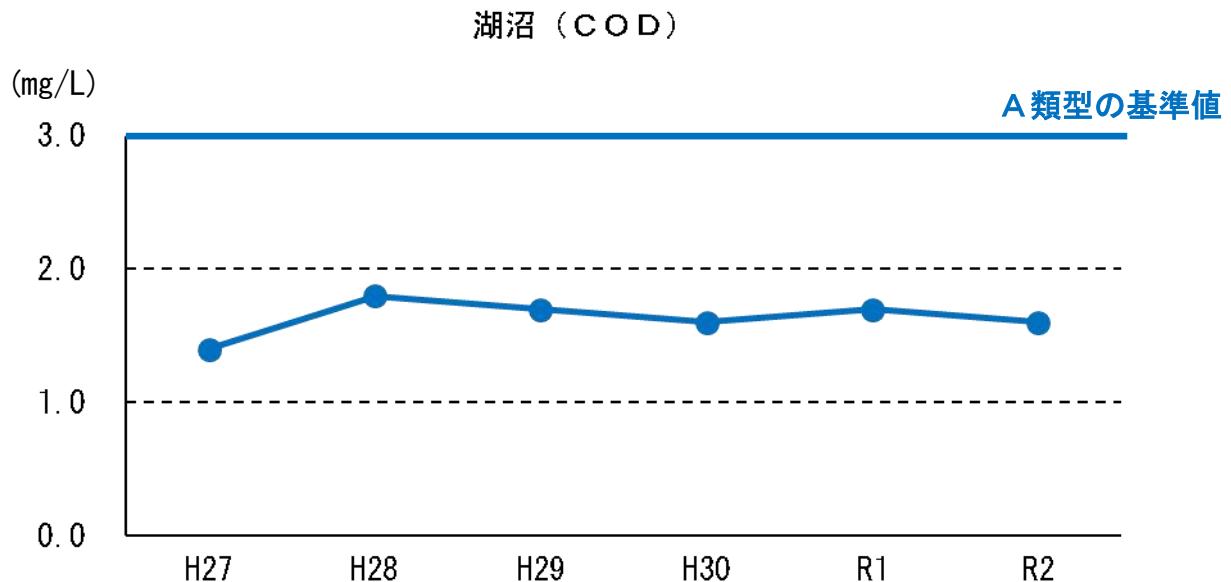


図2－3 公共用水域（湖沼）の水質の推移

※ プロットは類型ごとの全環境基準点の75%水質値の平均値

※ 測定している湖沼（3湖沼）：A類型

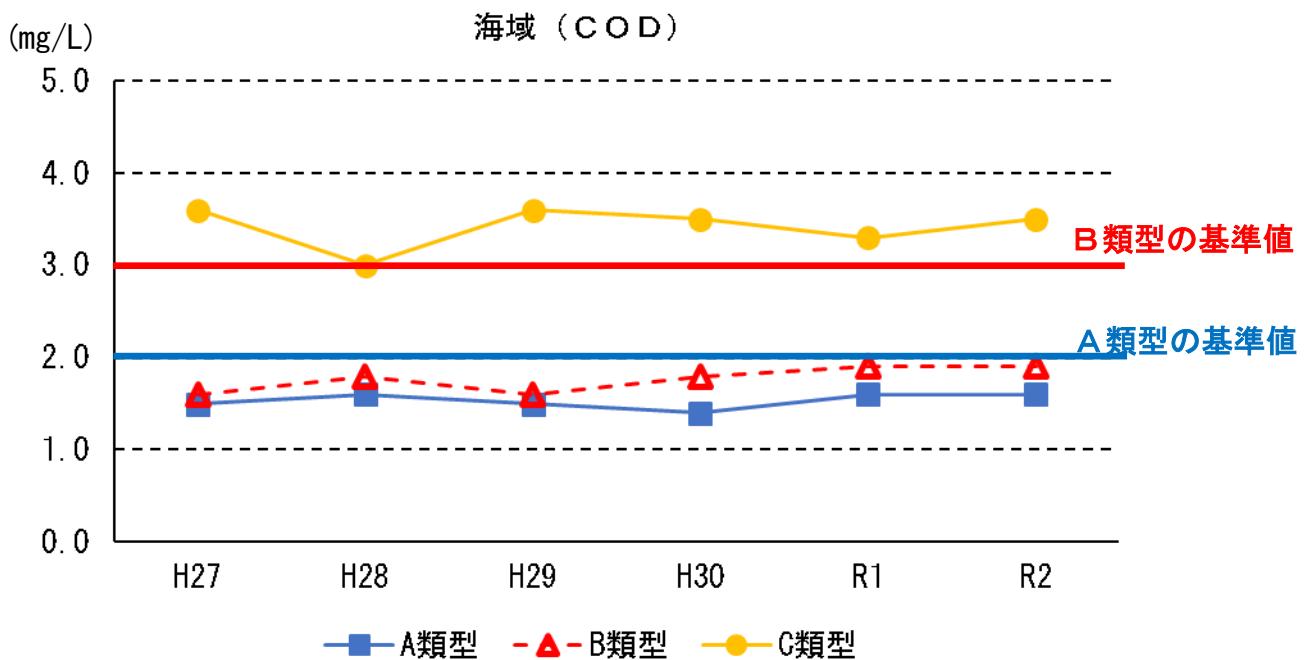


図2－4 公共用水域（海域）の水質の推移

※ プロットは類型ごとの全環境基準点の75%水質値の平均値

※ C類型の環境基準値は8.0 mg/L以下

② 地下水の水質

県及び富山市では、水質汚濁防止法に基づき、平成2年度から県内平野部76地点において、計画的にカドミウムや水銀等の有害物質について地下水の水質を測定しています。令和2年度における概況調査では、全ての地点で環境基準を達成しており、良好な水質が維持されています。

また、過去に人為的原因による汚染が判明した継続監視地点では、浄化対策等によって地下水質が改善し、汚染範囲も縮小しています。

(2) 水質汚濁の防止について

工場・事業場から公共用水域に水を排出する者が特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法に基づき県又は富山市に届け出ることとなっており、県内には、特定施設を設置している工場・事業場（特定事業場）は、令和2年度末現在、3,370あります。また、有害物質を排出する特定事業場又は1日の平均的な排水量が 50 m^3 以上の特定事業場から排出される水については、同法に基づく排水基準が適用され、その特定事業場数は669で、特定事業場全体の約20%を占めます。さらに、有害物質を使用する施設等を設置する特定事業場は、地下水汚染を未然に防止することを目的として、構造等基準を遵守する必要があります。

県及び富山市では、これらの工場・事業場に対して、立入検査を実施し、排水基準等の適合状況や汚水処理施設の管理状況等について確認を行っており、2年度には、延べ297工場・事業場に立入検査を行いました。

(3) 富山湾に流入する汚濁負荷量及び富山湾海域における水質の将来予測

平成24年度と令和2年度の河川から富山湾に流入する汚濁負荷量を解析したところ、COD、全窒素、全りんのいずれについても負荷量が減少していました。また、令和8年度の富山湾海域における水質を予測したところ、現在の施策を着実に講じることにより、CODは全ての環境基準点で環境基準に適合し、現在の良好な水質環境を維持できると見込まれます。

(4) 水質汚濁事故の発生状況

近年の水質汚濁事故発生件数は年間40件程度です。その多くは灯油など油の流出によるものであり、このほかには魚類へい死や化学物質の公共用水域への流出が数件発生しています。事故の主な原因是、設備の誤操作や灯油の小分け中の不注意等の作業ミス、施設の破損です。

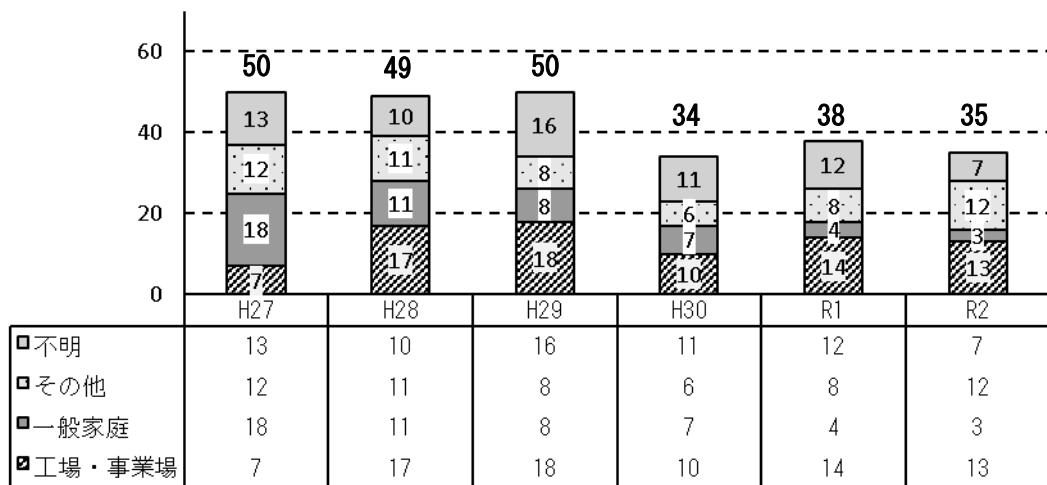


図2-5 水質汚濁事故の発生状況

その他（交通事故等）：11件

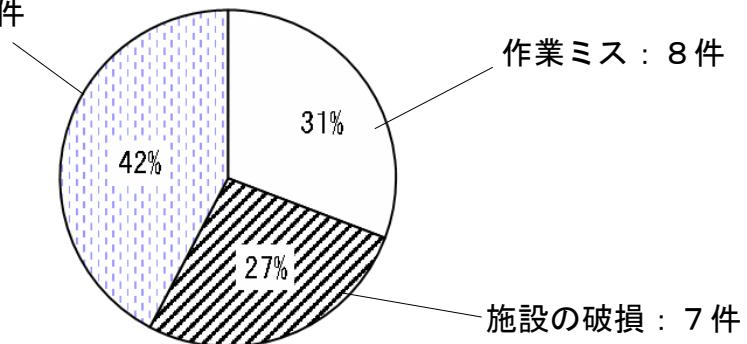


図2-6 水質汚濁事故の原因（令和2年度、原因不明を除く。）

(5) 水環境保全活動の実施状況

県内各地では、地域住民や各種団体により、地域の河川や「とやまの名水」などの清掃、身近な水辺での生き物の調査など、多様な水環境保全活動が実施されています。図2-7のとおり、近年は年間1,800人程度が活動しており、累計の活動人数は着実に増加しています。

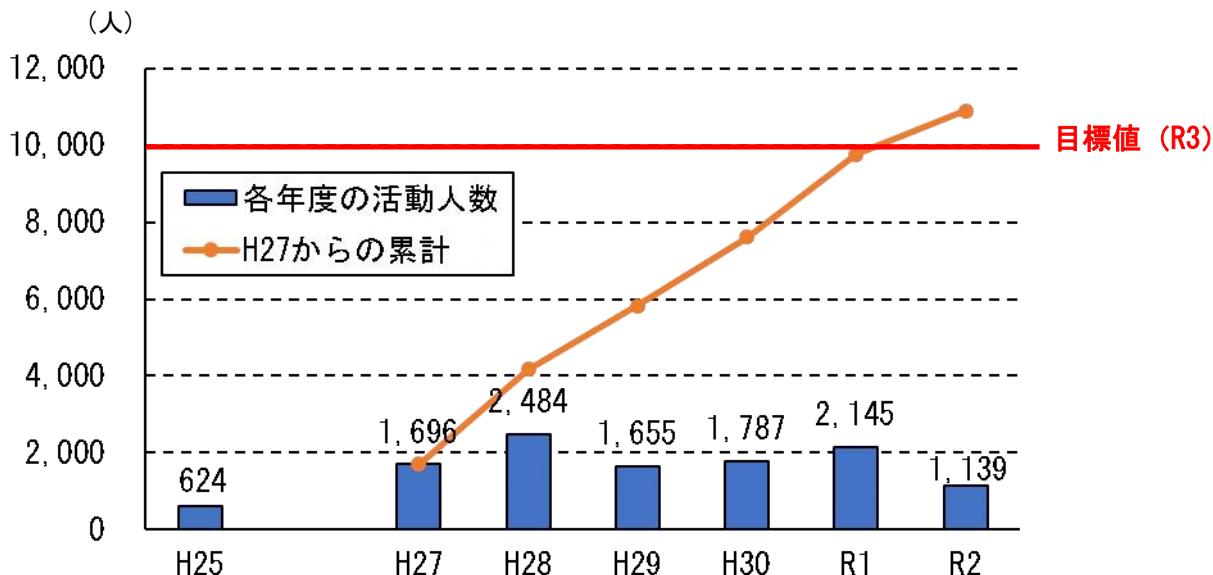


図 2-7 水環境保全活動参加者数の推移

2 水環境に係る主要課題

このように、県内の公共用水域及び地下水の水質をはじめとした水環境については、概ね良好な状況になっていますが、今後もこの状況を維持し、さらに向上させていくための主要な課題については、次のとおりです。

(1) 常時監視の重点化・効率化

常時監視に必要な予算や人員に限りがあるなか、環境基準等の新たな調査項目の追加に適切に対応するとともに、調査の質的な水準を確保するため、常時監視の重点化・効率化について検討する必要があります。

(2) 富山湾の水質維持に向けた中長期的な水質の監視

富山湾におけるC O Dの水質環境基準達成率は、下水道等の普及、富栄養化の原因物質（窒素、りん）の排出削減などにより、平成 25 年度以降は 100%を維持していますが、富山湾の水質は気象、海象等の影響を受けて変動しやすく、夏季を中心に環境基準値を超過することがあります。このため、富山湾の水質維持に向けて中長期的に水質を監視し、評価していく必要があります。

(3) 気候変動による水質環境への影響に関する調査研究の推進

気候変動による水質環境への影響を把握し、今後の対策を検討するため、調査研究を推進する必要があります。

(4) 水質汚濁事故の未然防止

水質汚濁事故が依然として年間 40 件程度発生しています。工場・事業場での施設の破損による油流出事故だけでなく、家庭においても暖房に灯油を使用する冬期を中心

に不注意による油流出事故が多数発生しており、水質汚濁事故の未然防止対策等を強化する必要があります。

(5) 若者や事業者による水環境保全活動の推進

近年、活動団体数は100団体前後と横ばいで推移していますが、活動団体の一部で高齢化や後継者不足等による活動衰退、団体解散・活動休止がみられるため、若い世代の理解や活動参加の促進が必要です。

また、事業者による環境に配慮した事業活動や、地域における環境保全活動を促進する必要があります。

(6) 本県の水環境の魅力向上・発信

富山県SDGs未来都市計画で「水の恵みの活用による持続的な経済発展」が掲げられたことなどから、地域活性化にも資するように、本県の豊かで清らかな水環境のシンボルである「とやまの名水」など、本県の水環境の魅力の向上を図るとともに、その情報発信を強化する必要があります。

第3章 計画の目指す姿と水環境保全施策

1 計画の目指す姿

本県の水環境は良好な状態を維持していますが、富山湾の水質維持、気候変動による影響の把握、水質汚濁防止事故の防止、水環境保全活動の促進等の課題が残されています。

また、富山県SDGs未来都市計画では、豊かな水の恵みを活かした持続可能な経済発展等の実現を通じて持続可能な社会を構築していくことされています。

こうしたことから、本計画では、県民・民間団体、事業者、行政等の各主体が緊密に連携協力して水環境の保全やその魅力の向上・発信に取り組み、SDGsの達成や「魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水」の実現を目指すこととします。

なお、「魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水」とは、具体的には、次のとおり、「きれいな水」と「うるおいのある水辺」とします。

「きれいな水」とは

公共用水域及び地下水において、水質汚濁に係る環境基準が達成されていること。

さらに、公共用水域の生活環境項目については、河川は環境基準のB類型相当以上の水質、湖沼は環境基準のA類型相当以上の水質、海域は環境基準のB類型相当以上の水質であること。

「うるおいのある水辺」とは

周辺の景観と調和が図られ、水や緑、魚などの自然とふれあうことができ、散策など憩いの場が、県民一人ひとりの取組みにより確保されていること。

2 計画の指標

計画の目指す姿の達成状況を示す具体的な指標は、表3-1のとおり、「きれいな水」については水質環境基準達成率、「うるおいのある水辺」については水環境保全活動への参加人数とともに、これらの実現に向けて水質汚濁事故の発生件数も指標に掲げます。

表3－1 計画の指標

| 指標名及び指標の説明 | 現況 (令和2年度) | 目標 (令和8年度) |
|--|---------------------------------|-------------------------------|
| 【水質環境基準達成率】※ ¹ 県内の環境基準点の全地点数に対する環境基準適合地点数の割合（BOD及びCOD） | 河川 100% 湖沼 100% 海域 100% | 河川 100% 湖沼 100% 海域 100% |
| 【水環境保全活動への参加人数】※ ² | 10,906人 (平成27年度から令和2年度までの累計) | 9,000人 (令和4年度から令和8年度までの累計) |
| 【水質汚濁事故件数】※ ³ | 35件 | 25件以下 |

※1 現状では全ての環境基準点で環境基準に適合しているが、各種水環境保全施策の推進により、引き続き達成維持を目指します。

※2 水環境の魅力の向上・発信、活動機会の創出・提供、活動支援等により、活動への参加人数の増加を目指します。

※3 水質汚濁事故の主な原因が作業ミスや施設の破損であるため、家庭・事業者向けに未然防止に向けた具体的な取組みの普及啓発を行う等により、発生件数の削減を目指します。

3 水環境保全施策

(1) 施策の体系

本県における水環境の課題に適切に対応して計画の目指す姿の実現に向け、次の施策体系に基づき各種の施策を推進します。

なお、この計画に掲げる施策と関連するSDGsの目標は、図3のとおりです。



図3 本計画と関連するSDGsの目標

ア 水質環境の調査及び評価

- （ア）常時監視の適切な実施
- （イ）常時監視の重点化・効率化
- （ウ）富山湾の水質の継続監視
- （エ）気候変動による水質環境への影響の把握
- （オ）各種調査の実施

イ 水質汚濁の防止

- （ア）生活系排水対策
- （イ）産業系排水対策
- （ウ）畜産系排水対策
- （エ）面源負荷対策
- （オ）化学物質対策
- （カ）地下水汚染対策
- （キ）水質汚濁事故対策
- （ク）公害苦情処理及び紛争解決

ウ 水環境保全活動の推進

- （ア）水環境保全活動の促進
- （イ）「とやまの名水」の保全・利活用
- （ウ）環境教育の推進
- （エ）情報発信等

エ 水域の保全等

- （ア）水域浄化対策
- （イ）水辺の整備
- （ウ）水の合理的利用の推進
- （エ）国際環境協力及び調査研究の推進

(2) 推進施策

ア 水質環境の調査及び評価

(ア) 常時監視の適切な実施

① 公共用水域

- ・ 水質汚濁防止法に基づき、河川、湖沼、海域の水質を調査し、環境基準の維持達成状況を把握します。
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、河川及び海域の水質及び底質を調査し、環境基準の維持達成状況を把握します。
- ・ これらの調査の際には、水温、河川流量、気象、海象等の関連する情報を観測・収集し、総合的な水質環境の把握や評価に努めます。

② 地下水質

- ・ 水質汚濁防止法やダイオキシン類対策特別措置法に基づき、平野部の地下水質を調査し、環境基準の維持達成状況を把握します。
- ・ 地下水汚染やそのおそれが判明した場合は、関係機関と連携し、汚染範囲や汚染原因の特定のための調査を行うとともに、継続して汚染井戸の調査を行い、その推移を監視します。

(イ) 常時監視の重点化・効率化

- ・ 大腸菌数、底層溶存酸素量等の新たな調査項目への対応を検討するとともに、補助測定点での調査、要監視項目の測定等の整理を行うなど、常時監視の重点化・効率化を図ります。
- ・ BOD等の生活環境項目については、環境基準の達成維持の状況を確認しつつ、段階的かつ計画的に類型指定の見直しを検討します。

(ウ) 富山湾の水質の継続監視

- ・ 富山湾の水質について、水温、塩分、透明度等の基礎的な項目や、窒素及びりんの調査を実施するとともに、バックグラウンドでの水質を把握するため、富山湾の中央や外洋でも COD等を調査し、中長期的に評価します。

なお、富山湾の水質は、気象、海象等の影響を受けて変動しやすいことが指摘されており、夏季に CODが環境基準値を超過することもあることから、CODだけでなく、クロロフィルa、溶存酸素量、窒素、りん等の関連調査項目、有害な赤潮の発生の有無等も含めて汚濁状況（水質環境の健全性）を評価し、必要な対策を検討します。

- ・ 富山湾海域における窒素、りんの水質環境目標は、水質の将来予測結果やこれまでの知見を踏まえ、表3-2のとおりとします。

表3-2 富山湾海域における窒素、りんの水質環境目標

| 水 域 名 | 窒 素 | り ん |
|-------------|--------------|---------------|
| 小矢部川河口海域(乙) | 0.17 mg/L 以下 | 0.016 mg/L 以下 |
| 神通川河口海域(乙) | 0.23 mg/L 以下 | 0.017 mg/L 以下 |
| その他の富山湾海域 | 0.14 mg/L 以下 | 0.010 mg/L 以下 |

- (エ) 気候変動による水質環境への影響の把握
 - ・ 公共用海域での常時監視を適応策に位置づけ、気候変動による水質環境への影響の把握に努めます。
 - ・ 富山大学、公益財団法人環日本海環境協力センター（N P E C）等と連携し、富山県内の水・栄養塩循環への気候変動の影響等について調査研究を行います。
- (オ) 各種調査の実施

法に基づく常時監視のほか、主要な湖沼や海水浴場の水質調査、河川及び港湾における底質の重金属調査等を行います。

イ 水質汚濁の防止

- (ア) 生活系排水対策
 - ① 生活排水処理施設の整備等の推進
 - ・ 「富山県全県域下水道ビジョン 2018」に基づき、汚水処理施設の広域化・共同化や、既設処理設備の効果的な改築・更新及び運営管理を推進します。
 - ・ 下水道が整備されている地域においては、生活排水の下水道への早期接続を推進します。
 - ・ 下水処理水中の窒素、りん等の汚濁負荷の削減を推進します。
 - ・ 汚水処理施設の未普及地区については、人口減少に配慮しながら、処理手法の経済性や地域特性などを考慮し、効率的な施設整備の検討を進めます。
 - ② 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進

市町村や国とともに合併処理浄化槽設置費用を助成するなど、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。
 - ③ 生活排水処理施設の適切な維持管理の推進
 - ・ 良好的な排水水質が維持されるように、下水道、農村下水道、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント及びし尿処理施設の適切な維持管理を推進します。
 - ・ 凈化槽については、浄化槽法の改正（令和 2 年 4 月施行）に対応して整備した浄化槽台帳システムを活用し、浄化槽の適正な維持管理に関する指導や法定検査の受検促進を行います。
 - ④ 生活雑排水対策

調理くず、廃食用油等の回収・流出防止など「家庭でできる浄化対策」を普及啓発します。
- (イ) 産業系排水対策
 - ① 工場・事業場の排水対策の推進
 - ・ 水質汚濁防止法及び富山県公害防止条例に基づき、立入検査、届出の審査等を通じて、排水基準の遵守及び施設の適切な維持管理の徹底を指導します。
 - ・ 富山湾の水質保全を図るため、事業者、行政等で構成する富山湾水質改善対策推進協議会において工場・事業場からの窒素及びりんの自主的な排出削減対策を推進します。

② 環境管理の推進

- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、公害防止統括者、公害防止管理者等による組織体制を明確にするとともに、汚水等排出施設等の維持管理や測定データの管理などが適切に行われるよう必要な指導を行います。
- ・ 工場・事業場における排水処理施設の適切な維持管理、環境リスク管理のため、技術講習会を通じた人材育成を図ります。

③ その他の産業系排水対策

- ・ 水質汚濁防止法の規制対象とならない小規模事業場については、生産工程の改善や下水道への放流、必要に応じた処理施設の整備などの指導を通じて排出負荷量の低減を促進します。

また、中小企業等の公害防止施設の整備を促すため、富山県中小企業脱炭素社会推進資金環境施設整備枠融資制度による支援を行います。

- ・ 土木工事等の実施に当たっては、現場に応じた適切な工法を選択するとともに、濁水対策のための排水処理施設を設置し適切に管理するなど、環境に配慮した工事を推進します。
- ・ 工場・事業場の新增設等の水環境に著しい影響を与えるおそれのある事業については、関係法令に基づく環境影響評価の適切な実施を推進し、水質汚濁の未然防止を図ります。

(ウ) 畜産系排水対策

富山県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画に基づき、家畜排せつ物のたい肥化等のための施設整備を推進するとともに、畑作などの耕種農家等との連携を図り有効利用を推進します。

また、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、家畜排せつ物の適正な管理を推進します。

(エ) 面源負荷対策

① 農業地域対策

富山県適正農業規範（とやまGAP規範）に基づき、化学肥料の適期・適量の施用など施肥方法の改善、農薬の適正使用、効果的な防除技術の利用による化学合成農薬の使用量低減など、環境の保全に配慮した「環境にやさしい農業」を推進します。

② 森林地域対策

- ・ 森林がもつ土壌保持、保水等の公益的機能の持続的な発揮を図るため、「水と緑の森づくり税」を活用し、県民協働による里山林の整備や、奥地の過密人工林や竹林が侵入した人工林を整備し、広葉樹の混交林へ誘導します。

また、人工林の伐採跡地に優良無花粉スギ「立山 森の輝き」の普及拡大を図るなど、多様な森づくりを推進します。

- ・ 水源地域など、公益的機能の発揮が特に必要な森林については、保安林の指定を進めるとともに、治山事業等を推進します。
- ・ 森林ボランティア団体や企業等による森づくり活動を推進するため、とや

まの森づくりサポートセンターを通じ、機材の貸出しや技術講習等の支援を図ります。

- ・ 森林などの水源地域を無秩序な開発から未然に守るため、富山県水源地域保全条例に基づき、水源地域における土地取引を事前届出により把握とともに、適切な管理が行われるよう、必要に応じ指導・助言を行います。

(③) 都市地域対策

- ・ 路面や側溝の堆積物の清掃、雨水の貯留浸透対策を推進します。
- ・ 集中豪雨等に対応するため、雨水の貯留施設や浸透施設の設置、管きょや処理場の能力向上など、合流式下水道における改善対策を推進し、雨天時の公共用水域への汚濁負荷の低減を図ります。

(④) 面源からの汚濁負荷量などの実態把握に向けた基礎研究の推進

- ・ 農地、森林等の面源からの汚濁負荷による公共用水域の水質への影響を検証するとともに、必要に応じた負荷量の大きい発生源への対策を検討するため、その実態把握に向けた基礎研究を推進します。

(オ) 化学物質対策

① 化学物質の適正管理、排出抑制の推進

- ・ 事業者による自主的な化学物質の適正な管理と環境への排出抑制を図るため、本県が作成した化学物質管理計画策定ガイドライン等を活用して、事業者による化学物質管理計画の策定や原材料の転換、工程の見直しなどを促進します。
- ・ 事業者が取り扱う化学物質の情報開示や地域住民とのコミュニケーションの方法について必要な助言指導や情報提供を行います。
- ・ 富山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱に基づき、ゴルフ場において使用される農薬の安全かつ適正な使用及び管理の確保と農薬による被害防止を図ります。

② ダイオキシン類対策の推進

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、立入検査、届出の審査等を通じて、水質排出基準の遵守及び施設の適切な維持管理の徹底を指導します。

(カ) 地下水汚染対策

① 地下水汚染の未然防止

水質汚濁防止法に基づき、有害物質を取り扱う工場・事業場に対し、施設の構造等基準の遵守や定期点検の実施の徹底を指導します。

② 地下水汚染や土壤汚染への対応

地下水汚染や土壤汚染、それらのおそれが判明した場合には、関係法令の基準等に基づき、汚染範囲や汚染原因の特定、汚染の拡大防止のための措置を講じます。

また、汚染された地下水の飲用など、健康リスク上の懸念がある場合には、関係機関と連携し、速やかな調査の実施と公表に努めるなど、迅速な対応を図ります。

(キ) 水質汚濁事故対策

① 事故の未然防止

国、県、市町村、事業者団体の関係機関からなる富山県水質汚濁事故対策連絡会議において、家庭に対しては灯油の小分け時にその場を離れない等、事業者に対しては防油堤を設置する等の事故防止を呼び掛ける普及啓発資材を作成・配布するなど、事故の未然防止を推進します。

② 事故発生時の対応

- 富山県水質汚濁事故対策連絡会議等において、関係者間における事故発生時の連携協力体制の強化を図ります。
- 水質汚濁事故が発生した場合には、関係機関と連携して、原因者に速やかな汚染拡大防止措置の実施を指導するとともに、公共用水域等への影響を把握します。

(ク) 公害苦情処理及び紛争解決

- 水質汚濁に係る公害苦情に対して、市町村及び関係機関と連携し、迅速かつ適正に対応します。
- 公害に関する民事上の紛争について、公害審査会において公正かつ中立な立場で、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の解決を図ります。

ウ 水環境保全活動の推進

(ア) 水環境保全活動の促進

① 活動機会の創出・提供

子どもたちを対象とした森・川・海の環境観察会、大学生や高校生等を対象とした水環境保全活動の体験会（環境保全団体とのマッチング）の開催等により、若者の水環境保全活動への理解の増進や自主的な活動参加を促進します。

② 活動の支援

- 水環境保全活動に取り組む団体等に対して、器具等の貸出し、水質検査キットの提供、出前講座の開催等の支援を行います。
- 県民や各種団体等による水環境保全活動の実施状況を把握し、優れた活動を行っている団体等を表彰することにより、水環境保全に対する県民の意識の醸成及び取組意欲の増進を図ります。

③ 事業者による環境保全活動の促進

- 富山湾の水質保全に向けた工場・事業場からの窒素及びりんの排出削減といったこれまでの取組みに加え、さらなる取組み「プラスワンアクション」（工場・事業場周辺の用水の清掃、海岸清掃、植林活動、環境学習会等）を促進します。
- 中小企業等による環境保全活動を促進するため、具体的な取組事例の情報提供などを行うとともに、地域住民との連携に向けた調整を図ります。

④ 水辺の清掃活動等の推進

- 河川（海岸）管理者による水環境の整備・保全のほか、地域住民やボランティアによる清掃美化活動を推進します。

- ・ 県土美化推進県民会議による県土美化推進運動を推進するとともに、不法投棄防止パトロール等により不法投棄の未然防止に努めます。
- (イ) 「とやまの名水」の保全・利活用
- ① 名水の保全
 - ・ 「とやまの名水」の保全に取り組む団体等に対して、PR用のぼり旗の貸出し、出前講座の開催による支援等を行い、名水の保全を推進します。
 - ・ 名水巡りツアーの開催などにより、「とやまの名水」への理解を深め、その保全活動を促進します。
 - ② 名水の利活用の推進
 - ・ 「とやまの名水」とともに、名水に関連した商品やイベント、フォトスポットなどを紹介するウェブサイトでの情報発信等により、名水の利活用を推進します。
 - ・ 「とやまの名水」の管理者等による定期的な点検、水質検査等の管理を推進します。
 - ・ 飲用されている「とやまの名水」の衛生管理の徹底のため、「とやまの名水ネットワーク協議会」において、管理者、市町村等の関係機関と情報交換を行うとともに衛生管理の技術向上を図ります。
 - ・ 県内で採水された地下水を利用したミネラルウォーターの製造又は販売を行っている事業者からなる「とやま名水協議会」が実施する名水の配布等のPR活動を支援します。
- (ウ) 環境教育の推進
- ・ 富山県環境教育等行動計画に基づき、県民一人ひとりが水環境に关心を持ち、環境保全に対する理解を深め、自ら進んで環境保全活動に取り組むよう、情報の提供や学習の機会の提供により、環境教育を推進します。
 - ・ 環境教育拠点施設「環境楽習室エコ・ラボとやま」(富山県環境科学センター内)での水環境保全に関する展示や実験・体験を通して、学習の機会を提供します。
 - ・ 公益財団法人とやま環境財団等と連携し、水環境保全活動のリーダー的役割を担う人材の育成に努めます。
- (エ) 情報発信等
- ・ 県民、事業者、各種団体による水環境保全活動の実施内容、「とやまの名水」をはじめとした本県の水環境の魅力等について、ウェブサイト「とやま名水ナビ」、公式ツイッター「とやまの水環境」等により情報発信します。
 - ・ とやま環境フェア等の環境イベントを通じて、本県の水環境の魅力を発信します。
 - ・ 「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟している富山湾をはじめとした本県の水環境の魅力について、観光資源としての適切な利活用を推進します。

エ 水域の保全等

(ア) 水域浄化対策

- ・ 水の停滞や底質の悪化により水質汚濁がみられる水域がある場合は、必要に応じて底泥の浚渫等の浄化対策を実施します。
- ・ 瀬や淵など水深に変化のある河床形状や水生植物の生育環境の確保に努め、河川が本来有している自浄作用の保全を図ります。
- ・ 水源涵養保安林の整備等により、河川の安定した流量の確保に努めるほか、水が停滞し汚濁の流入がみられる都市河川等では、浄化用水を導入し、水量の確保と水質の保全を図ります。

また、河川管理者・利水関係者の協議、調整により、河川維持流量（環境用水）の確保に努めます。

- ・ 富岩運河等のダイオキシン類対策について、中島閘門上流部の対策工事を進めるとともに、中島閘門下流部の対策工法を検討します。

(イ) 水辺の整備

- ・ 水と親しむ空間として、親水公園、散策道、水生植物ゾーンなどの整備や快適な環境づくりを推進します。

また、各種河川構造物や橋梁の設置にあたっては、地域の歴史・文化、周辺の景観等に十分配慮し、快適な水辺環境の創出に努めます。

- ・ 水辺をより身近なものとするため、河川や農業用排水路の整備に当たっては、治水・利水等本来の機能との整合を図りながら、地域の特性や生態系の保全を考慮し、必要に応じて、親水護岸、多自然型護岸等の整備を検討するなど、自然性の確保に努めます。

- ・ 水生生物の生息地の保全や復元を図るなど生物多様性の保全に配慮した事業を推進し、豊かな生態系をもつ水辺の創出に努めます。
- ・ 周辺環境に配慮しつつ、港湾の機能の充実を進めるほか、うるおいと安らぎのある港湾空間の創出を図るなど、港湾環境の維持・向上に努めます。

(ウ) 水の合理的利用の推進

- ・ 水循環基本法が求める「健全な水循環」を維持するため、水の合理的利用（節水、水の再利用等）を促進します。
- ・ 雨天時における水環境への汚濁物質の流入や、気候変動による水災害リスクの低減が期待される雨水の貯留や地下浸透を、周辺への影響に配慮しながら促進します。
- ・ 下水処理水を消雪用に利用するなど、有効利用を推進します。

(エ) 国際環境協力及び調査研究の推進

① 国際環境協力の推進

- ・ N P E Cを拠点として、日本海及びその周辺地域の自治体と連携・協力し、環境保全に関する交流事業、共同調査などに取り組むほか、北東アジア地域自治体連合（N E A R）環境分科委員会などの場での意見交換等を通じて、国際環境協力を推進します。
- ・ 海洋生態系（貝殻や海草などの海の生き物）が吸収・固定する炭素（ブル

一カーボン）について、県内の海洋関係高等学校と連携して地球温暖化対策や海洋環境保全に果たす役割を学ぶプログラムを行うとともに、このプログラムをN E A R環境分科委員会の枠組みでも共同プロジェクトとして進めます。

② 北西太平洋地域海行動計画の推進

北西太平洋地域海行動計画（N O W P A P）の活動を支援し、日本海及びその周辺地域の海洋環境の保全を推進します。

③ 調査研究の推進

国や大学をはじめとする試験研究機関相互の連携を図りつつ、本県の水環境保全に密着した調査研究を推進します。特に海域については、N P E Cや大学等と連携し、N O W P A Pの推進にも資する日本海の環境保全を視野に入れた調査研究を推進します。

第4章 計画の推進体制

1 県民・民間団体、事業者、行政の役割

本計画の効果的な推進を図るために、県民一人ひとりが、水環境の保全への関心や理解を深めるとともに、県民・民間団体、事業者及び行政が互いに連携協力しつつ、それぞれが主体的・継続的に水環境の保全に取り組む必要があります。

このため、以下の役割に沿って、計画の目指す姿の実現に向けて水環境保全の取組みを進めます。

(1) 県民・民間団体の役割

- ・ 日常生活に伴う水環境への負荷を低減する。
- ・ 身近な水環境の保全を積極的に実践する。
- ・ 地域の水環境保全活動に積極的に参加する。
- ・ 地域の水環境を適切に利活用する。
- ・ 身近な水環境の魅力を情報発信する。
- ・ 行政が実施する水環境保全施策に協力する。

(2) 事業者の役割

- ・ 事業活動に伴う水環境への負荷低減など、水環境保全のための措置を講ずる。
- ・ 新たな開発や産業立地にあたっては水環境への負荷低減に配慮する。
- ・ 事業活動に伴う水環境への負荷や、自らの環境保全活動等の情報を公開する。
- ・ 地域住民と連携して水環境の保全を実践する。
- ・ 従業員に対して環境教育を行うとともに、従業員に水環境保全活動を推奨する。
- ・ 身近な水環境の魅力を情報発信する。
- ・ 行政が実施する水環境保全施策に協力する。

(3) 行政の役割

① 県の役割

- ・ 水環境保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。
- ・ 市町村の水環境保全施策の総合調整を行うとともに、市町村への技術的支援を行う。
- ・ 水環境保全に関する啓発を行う。
- ・ 水環境の魅力を情報発信する。
- ・ 県民・民間団体、事業者の取組みを支援する。
- ・ 計画の進行管理及び進捗状況の公表を行う。

② 市町村の役割

- ・ 地域特性を踏まえた水環境保全施策を推進する。
- ・ 水環境保全に関する啓発を行う。
- ・ 水環境の魅力を情報発信する。

- ・ 地域住民、関係団体等と連携して水環境保全活動を推進する。

2 計画の推進体制

この計画に掲げた各種施策が適切かつ着実に実施されるためには、県民、事業者、関係団体等の理解と協力を得て、国及び市町村等の関係機関との連携・協力のもと、計画を推進する必要があります。

このため、事業者、関係団体、関係行政機関等で構成する「環境とやま県民会議」等を活用しながら、関係者間において水環境保全施策に関する意見・情報交換を行い、計画に掲げた各種施策を実施します。

3 計画の進行管理

(1) 進捗状況等の確認

計画の進行管理のため、関係機関と連携し、公共用水域や地下水の水質調査等を実施し、水環境の状況を把握します。

また、各種施策の実施状況や水環境保全活動の実施状況などについても把握します。

(2) 進捗状況等の公表

水質環境基準の達成状況などの計画の進捗状況については、毎年、環境白書及び水質汚濁の現況等で公表するとともに、環境イベント等の機会をとらえて周知します。